

様式 1

オンライン利用率引上げの基本計画（令和3年4月21日）

省庁名	厚生労働省
対象事業名	雇用保険関連手続

1. 対象手続一覧（一連の流れで必要になる手続、関連性のある手続等も含めて記載）

手続 ID （行政手 続の棚卸 結果）	所管部署名	手続名	手続の種類 （主体⇒受け手）	総手続件数 （令和元年 度）	オンライン 利用率(令 和元年度)	オンラ イン利 用率目 標※	取組期間 （達成期 限）※
52941	職業安定局雇用保 険課	雇用保険育児休業給付（育児休 業給付金）の申請（初回申請）	国民等⇒民間事業 者等⇒国	389,585 件	28.80%	50%	令和 5 年 3 月
52958	職業安定局雇用保 険課	雇用保険被保険者休業開始時賃 金月額証明書の提出	民間事業者等⇒国	414,875 件	28.33%	50%	令和 5 年 3 月
52960	職業安定局雇用保 険課	雇用保険被保険者個人番号登 録・変更届	民間事業者等⇒国	1,331,550 件	39.49%	50%	令和 5 年 3 月
52962	職業安定局雇用保 険課	雇用保険被保険者資格取得届	民間事業者等⇒国	8,351,983 件	37.33%	50%	令和 5 年 3 月
52963	職業安定局雇用保 険課	雇用保険被保険者資格喪失届	民間事業者等⇒国	7,735,594 件	34.88%	50%	令和 5 年 3 月
52964	職業安定局雇用保 険課	雇用保険被保険者証交付	国⇒民間事業者等 ⇒国民等	8,351,983 件	37.33%	50%	令和 5 年 3 月

52966	職業安定局雇用保険課	雇用保険被保険者転勤届	民間事業者等⇒国	531,984 件	38.54%	50%	令和 5 年 3 月
53402	職業安定局雇用保険課	離職票の交付・再交付	国⇒民間事業者等 ⇒国民等	4,971,709 件	32.80%	50%	令和 5 年 3 月

2. 対象事業の概要（事業者目線で End-to-End で記載。別途ポンチ絵を作成）

別添 1 のとおり。

3. 対象事業のオンライン化の状況(オンラインで完結しない場合は、その内容を具体的に記載)

民間事業者等からの申請から国民等への公文書の返戻までが一貫してオンライン化されている。

4. 手続の概要、目標値、課題、アクションプラン

<4-1>

手続名	<ul style="list-style-type: none"> ・雇用保険育児休業給付（育児休業給付金）の申請（初回申請） ・雇用保険被保険者休業開始時賃金月額証明書の提出 ・雇用保険被保険者個人番号登録・変更届 ・雇用保険被保険者資格取得届 ・雇用保険被保険者資格喪失届 ・雇用保険被保険者転勤届
-----	--

各手続の概要	<p>【概要】</p> <p>雇用保険における育児休業給付の申請、個人番号の登録・変更、被保険者資格の取得、被保険者資格の喪失、転勤に関して、民間事業者等が公共職業安定所に対して必要な申請・届出を行うもの。</p>					
	<p>【年間手続件数（令和元年度）、オンライン利用率（令和元年度を含む過去5年間）】</p>					
	手続名	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
	雇用保険育児休業給付 （育児休業給付金）の申請 （初回申請）	7.56%	12.68%	16.76%	21.66%	28.80%
	雇用保険被保険者休業 開始時賃金月額証明書の提出	7.47%	12.56%	16.58%	21.38%	28.33%
	雇用保険被保険者個人 番号登録・変更届	1.73%	6.28%	19.61%	37.37%	39.49%
	雇用保険被保険者資格 取得届	15.19%	21.26%	26.19%	31.78%	37.33%
	雇用保険被保険者資格 喪失届	13.34%	19.03%	23.92%	29.33%	34.88%
雇用保険被保険者転勤届	17.26%	22.84%	26.93%	31.11%	38.54%	

オンライン 利用率目標・ 取組期間と 設定の考え 方 (主要な手 続について 目標設定)※ 調査中の場 合でも想定 目標値を記 載	【目標】(目標にするオンライン利用率の定義も明記) オンライン利用率 50% オンライン利用率 = $\frac{\text{電子申請による正常処理件数}}{\text{電子申請による正常処理件数} + \text{窓口申請による正常処理件数}}$ ※「行政手続等の棚卸調査」では、エラー件数も含めて算出していたため、件数が異なっている。	
	【取組期間(達成期限)】 令和5年3月まで	
	【目標・期間設定の考え方】 令和元年度のオンライン利用率が概ね30%であること及び「目標オンライン利用率及び期間設定の考え方」を踏まえ、目標を50%とした。	
オンライン 利用率を引 き上げる上 での課題と 課題解決の ためのアク シヨンプラ ン① ※オンライ ン化未実施 の場合は、オ	課題	特に中小企業主において、オンライン申請を利用するために必要な初期設定や申請が困難。
	中間 KPI	【目標・達成期限】 年間3,000件以上の事業所に対してオンライン申請を開始できるよう令和3年度及び4年度において、雇用保険電子申請アドバイザーがオンライン申請を利用していない事業所を訪問又は電話により説明を行う。 【KPIの定義】 年間訪問事業所数 = 令和3年度及び4年度の各年度において、雇用保険電子申請アドバイザーが訪問又は電話により、オンライン申請を利用するための初期設定や申請方法の説明を行った事業所数
	アクション プラン a	【取組内容】 令和3年度及び4年度の各年度において、労働局ごとに管内のオンライン申請を利用していない事業所を把握し、雇用保険電子申請アドバイザーごとに訪問予定計画を策定する。 【取組期限(期間)】 各年度の5月まで
	アクション	【取組内容】 策定した訪問予定計画表に基づき、雇用保険電子申請アドバイザーがオンライン申請を利用して

オンライン化に向けた課題とアクションプランを記載	プラン b	いない事業所を訪問又は電話することにより、オンライン申請を利用するための初期設定や申請方法の説明を行う。 【取組期限（期間）】各年度末まで
	アクションプラン c	【取組内容】
		【取組期限（期間）】
	課題	電子証明書に代えて、無料で取得可能なGビズIDが利用可能であることが十分に知られていない。
オンライン利用率を引き上げる上での課題と課題解決のためのアクションプラン②	中間 KPI	【目標】 令和2年度に雇用保険適用事業所に対して、電子証明書に代えて、無料で取得可能なGビズIDが利用可能であることを周知する。 【KPIの定義】 周知事業所割合＝ハガキを送付した事業所数／雇用保険の全適用事業所数
	アクションプラン a	【取組内容】 全ての雇用保険適用事業所に対して周知文をしたハガキを送付する。
		【取組期限（期間）】 令和3年3月中
	アクションプラン b	【取組内容】
		【取組期限（期間）】
	アクションプラン c	【取組内容】
		【取組期限（期間）】

オンライン 利用率を引 き上げる上 での課題と 課題解決の ためのアク ションプラ ン③	課題	申請書の記入誤りが多いことにより、申請者がオンライン申請の利便性を十分に享受できていない。
	中間 KPI	【目標】申請者がオンラインで簡易に申請書の記入方法を確認できるよう、各種雇用保険関係手続の申請書の記入方法に関するチャットボットを導入する。
		【KPI の定義】記入方法に関するチャットボットを導入した手続割合=記入方法に関するチャットボットを導入した手続/上記1に掲げる手続のうち国に対して行う6手続
	アクション プラン a	【取組内容】チャットボットの導入に必要な予算を要求する。
		【取組期限（期間）】令和3年度中
	アクション プラン b	【取組内容】チャットボットの運用を開始する。
【取組期限（期間）】令和4年度中		
アクション プラン c	【取組内容】	
	【取組期限（期間）】	
オンライン 利用率を引 き上げる上 での課題と 課題解決の ためのアク ションプラ ン④	課題	オンライン申請を行った場合に電子ファイルで交付される確認通知書や支給決定通知書等の返戻公文書は、その電子ファイルを事業主から被保険者にメールで転送することにより通知することも可能としているが、そのことが十分に認識されていないため、申請者がオンライン申請の利便性を十分に享受できていない。
	中間 KPI	【目標】確認通知書や支給決定通知書等の返戻公文書は、その電子ファイルを事業主から被保険者にメールで転送することにより通知しても差し支えないことを周知する
		【KPI の定義】
	アクション プラン a	【取組内容】オンライン申請に対する返戻公文書の電子ファイルを送信する際に、確認通知書や支給決定通知書等の返戻公文書は、その電子ファイルを事業主から被保険者にメールで転送することにより通知しても差し支えないことを周知する文書を併せて送信する。
【取組期限（期間）】令和3年6月までに周知文書の送信を開始		

	アクション プラン b	【取組内容】
		【取組期限（期間）】
	アクション プラン c	【取組内容】

5. スコアカードの作成と公表方法

オンライン利用率目標を設定した主要手続について作成し、計画の進捗状況を視覚化。原則四半期ごとに更新・公表を行う。

6. 利用者目線での第三者チェックの方法と時期（少なくとも年に1回 チェックの概要等については公表する）

- ・雇用保険部会において、実績報告とともに提出し、委員の方々からご意見をいただく。

7. 基本計画の見直し

- ・取組の進捗をチェックし、必要に応じて取組内容を修正するなど、基本計画を改定する。
- ・第三者チェックの結果を踏まえ、基本計画を見直し、必要な改定を行う。